

はじめに

わが国では、ほかの多くの分野では男女不平等な実態にあるが、学校教育の分野だけは男女平等だと素朴に信じている人たちが以前も最近も変わらず多い。このことは、例えば内閣府(以前は総理府)の世論調査結果などを見ても明らかである⁽¹⁾。

しかし、ほんとうにそうなのか。1975年の国際婦人年から30年以上が経過し、わが国でも、官公民を通じた着実な努力により、あらゆる分野で実態としての男女平等化の進展が見られるが、学校教育の分野は、なまじ、以前から平等になっていると信じる人が多かったために、必ずしも、そのような努力があまり行われず、今では、他分野に比べて実態として男女平等が進んでいると言えるのかについて、筆者はかなり疑問を抱いている。

学校教育といっても、初等中等教育から高等教育まで幅広いが、初等中等教育については、本誌でも今号も含め、頻繁に取り上げてきたし、高等教育についても、教員に関しては、ときどきに取り上げてきた⁽²⁾ので、本稿では、高等教育の学生に焦点を当てて、男女共同参画の観点から、検討してみたい。

大学・短大進学率に関する男女差

高校への進学率については、戦後間もない1950年には、女子36.7%、男子48.0%と大きな格差が存在したが、その差は年を追って縮まり、1960年には女子55.9%、男子59.6%となり、遂に1969年になって、女子79.5%、男子79.2%と逆転した⁽³⁾。

以上のとおり、高校への進学率についての男女格差は、戦後ほぼ20年にして解消したが、大学、短大への進学率については、どうであろうか。

本論に入る前に、まず「大学、短大への進学率」については、定義自体を明らかにしておく必要がある。周知のとおり、大学・短大は、長く入学が難しかったし、現在でもそれなりの大学では同様の傾向があり、いわゆる浪人して進学する者がかなりの人数に上る。従って、これをどう扱うかという問題が発生する。

これについて、文部省(現文部科学省)の学校基本調査では、大学(学部)、短大(本科)入学者数を、3年前の中学校卒業生および中等学校前期課程修了者数で除した割合をもって、「大学(学部)、短大(本科)への進学率(過年度高卒者等を含む)」と定義している。

わが国では、ずっと以前から義務教育がほぼ完全に行われているので、いわゆる浪人数に前後の年でそれほど大きな変動がないとすれば、この定義は、要するに、18歳に達した人口のうち、どの程度の者が最終的に大学・短大に進んだかを示す割合となる。

教育行政の分野では、この定義が長年定着しているので、本稿でも、以下、「大学・短大進学率」とか「大学進学率」とか「短大進学率」とかと表記する場合には、表を含めすべて上記定義によるものと理解されたい。

第1表は、大学・短大進学率と大学進学率の最近20年間の推移を5年ごとに見たものである。もちろん毎年のデータもあるが、いたずらに大きな表を掲げても、煩雑になるから、5年ごとの数値のみにした。

第1表 近年の大学・短大進学率の推移

(%)

年	大学(学部)・短大進学率			大学(学部)進学率		
	女子	男子	計	女子	男子	計
1987	35.1	37.1	36.1	13.6	35.3	24.7
1992	40.8	37.0	38.9	17.3	35.2	26.4
1997	48.9	45.8	47.3	26.0	43.4	34.9
2002	48.5	48.8	48.6	33.8	47.0	40.5
2007	52.5	54.9	53.7	40.6	53.5	47.2

資料：文部科学省「学校基本調査」

これを見ると、大学と短大を合わせた進学率については、20年前でも、それほど大きな男女差はない。ところが、大学(学部)への進学率には大差がある。要するに、「男は大学、女は短大」と性別によって、主たる進学先が分離されていたのである。この傾向は、その5年後の1992年で見ても、女子の大学進学率は男子のその半分にも達しておらず、続いていた。男女で教育を受ける機会にこれほど大きな格差が厳然と存在しているのに、注の(1)に記した1993年当時の総理府調査で「学校教育の場で」男女の地位は平等だなどというのは、あまりにも能天気な答えというほかない。

しかし、表にあるとおり、同じ1992年には、大学・短大進学率では女子が男子を3%以上リードしている。このような男女の逆転は、実は平成元年(1989年)に初めて起こり、平成11年(1999年)まで続いた。1989年といえば、ちょうど第2次ベビーブーム世代が18歳にさしかかった頃で、大学はもちろん、短大といえども入学がかなり厳しかった時期である。要するに、学力不足の者は、特定の大学・短大に落ちるというだけでなく、およそ大学・短大の門戸から締め出された。

そこで、いくら親が「男の子だから大学へ」などと望んでも、学力不足の男子は進学率を押し上げることができなかった。ところが、2000年から、再び、大学・短大進学率で、男子が女子を再逆転し、今日に至っている。周知のとおり、18歳人口は1992年をピークに減り続け、2000年にもなれば、短大はもちろん、大学でも定員割れを起こすところかなり出てきて、学力不足でも、親や本人が望みさえすれば、どこかの大学には潜り込めるようになったためである。

しかし、表でもわかるとおり、ここ20年ほどの間に女子の大学(学部)進学率は急伸した。2007年の割合は、20年前のその約3倍となっており、男子がその間に約1.5倍の伸びにすぎないことと比べると、改善されたといえる。

ただ、国際比較して見ると、まだまだ、日本の女子の大学進学率は見劣りしている。OECDの資料⁽⁴⁾によると、女子の大学型高等教育への進学率(2005年)は、OECD各国平均で61%に達しているが、日本は34%と著しく低い。ちなみに、OECD加盟国の中で、女子の大学進学率が日本より低いのは、メキシコとトルコのみである。

また、日本では、女子の大学進学率が男子のそれに比べ低いのは当然のように思われているが、OECD諸国では全く逆である。OECD各国平均で見ると、女子の進学率が上述のように61%であるのに対し、男子のそれは48%にすぎず、先進国の大学は圧倒的に女子学生が主流を占めていることがわかる。ちなみに、OECD加盟国の中で、女子の大学進学率が男子のそれより低い国は、日本の他には、韓国とトルコの2国しかない。

要するに、日本の女子は、大学教育を享受する点で、世界の先進国の大勢に大きく遅れており、今後改善を図るべき課題であると言える。

大学生の質的な男女差

前節では、進学機会の面での男女差、いわば量的な面での男女差を取り扱ってきたが、本節では質的な面での男女差を取り上げたい。

と言っても、大学生に関して全国的な学力調査があるわけではないので、現段階で全国的な学生の質的な男女差を検討するとすれば、決められた修業年限で卒業しているか否かぐらいしか実証的な資料は見あたらない。

第2表は、修業年限4年の一般的な大学学部について、平成19年の卒業者のうち、きちんと最低修業年限で卒業したか、また、それを超過したとすれば、どの程度超過したかを、男女別に一覧したものである。なお、編入学して卒業した者は、資料上、何年間で卒業したのか区分されていないので、これを除いている。

第2表 大学卒業者の在学年数別割合の性別比較

区分	(%)	
	女性	男性
4年で卒業	93.78	85.69
5年で卒業	5.26	10.44
6年で卒業	0.72	2.65
7年で卒業	0.17	0.77
8年以上で卒業	0.08	0.46

資料:文部科学省「学校基本調査」(平成19年)

(注)修業年限4年の大学学部を平成19年に卒業した者を対象としている。

但し、編入学者は、在学年数区分がされていないので、母数から除いた。

これを見ると、質的な男女差は一目瞭然である。4年間で卒業している者の割合が女子は男子より明らかに高く、男子には留年が多いことがわかる。

大学院入学に関する男女差

1990年代の大学院急拡大政策、21世紀に入ってから専門職大学院制度の創設などで、ことの是非はともかく、今では、大学（学部）教育を受けただけでは学歴的に不十分であるかのような風潮も一部には見られるようになった。

そこで、高等教育における男女共同参画度を問題にするならば、大学院の就学機会についても、その男女差を見る必要が生じた。

第3表は、平成19年度における、大学院の課程別の入学者数と、それぞれに占める女子の割合を示したもので、課程別に多少の差はあるものの、女子比率は概ね30%前後である。

第3表 男女別大学院入学者(平成19年)

区分	女子(人)	男子(人)	合計(人)	女子の割合(%)
修士課程	23078	54373	77451	29.8
博士課程	5188	11738	16926	30.7
専門職学位課程	2486	6573	9059	27.4

資料: 文部科学省「学校基本調査」(平成19年)

これは、大学院進学之母体である学部学生の女子比率（平成19年で40.7%、平成18年でも40.4%）⁽⁵⁾に比べ10%ほど低く、大学院になると、学部よりも更に女子の進学機会が制約されていることを示している。

今後、社会の各分野で活躍するのに、大学院を経ることが有利になるような時代に移行するとすれば、この格差も看過することはできないだろう。

おわりに

以上、高等教育の学生における男女共同参画度について実証的に検証してきたが、日本では、まだまだ女子は男子に比べより高い教育を受ける機会が制約されている現状が明らかになった。

わが国の場合、ことの是非はともかく、高等教育を受ける学生は圧倒的に親の経済的負担において就学しているので、高等教育機会享受の男女差は、結局、親が「男の子」と「女の子」でその教育に金をかけようとする程度の差の反映と言える。もっとわかりやすく言えば、「男の子」には無理をしてでも高い教育を受けさせるが、「女の子」にはそれほどの熱意を持たない親が多いということである。

洋の東西を問わず、近代社会において、高等教育は社会での地位形成に大きな意味を持つ。女子が男子と全く同様に高等教育機会を享受することは、男女共同参画社会実現のために、不可欠である。日本において、これをどのようにして達成するか、真剣に検討されるべき課題であろう。

(いけぎ きよし・本学教授)

[注]

- (1) 1993年の総理府広報室の「男女平等に関する世論調査」でも、2007年の内閣府広報室の「男女共同参画に関する世論調査」でも、「学校教育の場で」男女の地位は平等になっていると答えた者の割合が6割を超えている。
- (2) 本誌前号(第9号)で拙稿「高等教育機関教員における男女共同参画状況」、同じく第4号で拙稿「大学・短期大学教員における女性進出度」などがある。
- (3) 高校の通信制課程への進学については、当時の文部省の学校基本調査が、これを含めていなかったため、全日制、定時制への進学率の数値である。
- (4) 『図表で見る教育 - OECD インディケータ(2007年版)』(明石書店)p.296
- (5) 文部科学省「学校基本調査」結果から算定。